

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法の規定により、学校において予防すべき感染症であるため、出席停止扱いとなります。

下記に医師の証明を受けて、出席停止解除日初日（登校日）に担任までご提出ください。

分類	病気の種類	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで出席停止
第二種 感染症	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医、その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎	学校医、その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで
	<b>条件によっては出席停止措置が考えられる疾患</b> 溶蓮菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など  (学校保健安全法施行規則より) 令和5年5月改正)

キリトリ

## 登校許可証明書

年 組 氏名

病名：

上の者 年 月 日から頭書の疾病で療養中のところ軽快したので、 年 月 日から登校してよいことを証明する。

年 月 日

住所

医師

印